



栃木県公報

平成30(2018)年
5月1日(火)
第2982号

目 次

告 示

○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部解除…………… 385
 ○道路の区域の変更…………… 385
 ○道路の供用開始…………… 385

告 示

栃木県告示第242号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年栃木県告示第208号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の一部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
下野市柴字丸野266番1及び266番17の各一部
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年5月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成30(2018)年5月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小山結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
264	前	小山市本郷町3丁目987-1から 小山市本郷町3丁目1028-1まで	21.5～31.0	22.0	
	後	小山市本郷町3丁目987-1から 小山市本郷町3丁目1028-1まで	21.5～25.5	22.0	

栃木県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年5月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年5月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市宝木町1丁目34-11から 宇都宮市宝木町1丁目34-2まで	平成30（2018）年 5月1日
80	一 般 県 道 黒 田 市 埴 真 岡 線	芳賀郡市貝町大字杉山字大岩寺827-1から 芳賀郡市貝町大字杉山字上高844-1まで	平成30（2018）年 5月1日

(道路保全課)